

経 済 要 録

国 内

◇長期国債等の応募者利回引下げ

政府は長期国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改定し、3月債より実施した(長期国債は3月8日、政府保証債、公募地方債は3月13日にそれぞれ決定)。

国債等の発行条件

		変更後	変更前
長期国債	表面利率(%)	7.3	7.3
	発行価格(円)	99.00	98.50
	応募者利回(%)	7.474	7.563
政府保証債	表面利率(%)	7.4	7.4
	発行価格(円)	99.50	99.00
	応募者利回(%)	7.487	7.575
公募地方債	表面利率(%)	7.4	7.4
	発行価格(円)	99.50	99.00
	応募者利回(%)	7.487	7.575

◇事業債の応募者利回引下げ

引受証券会社は事業債の発行条件を次のとおり改定し3月債から実施した(3月13日決定)。

事業債(AA格債)の発行条件

		変更後	変更前
12年もの	表面利率(%)	7.5	7.5
	発行価格(円)	99.75	99.25
	応募者利回(%)	7.539	7.619
10年もの	表面利率(%)	7.5	7.5
	発行価格(円)	100.00	99.50
	応募者利回(%)	7.500	7.587
7年もの	表面利率(%)	7.2	7.3
	発行価格(円)	99.50	99.75
	応募者利回(%)	7.307	7.354
6年もの	表面利率(%)	7.2	7.3
	発行価格(円)	99.75	100.00
	応募者利回(%)	7.259	7.300

◇証券金融会社の貸付金利改定

1. 証券金融会社3社は、公社債流通金融金利を次のとおり改定し、2月15日より実施した。

公社債流通金融金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
国債担保	6.00	6.25
その他公社債担保	6.25	6.50

2. 証券金融会社3社は、公社債流通金融金利を次のとおり改定し、2月27日より実施した。

公社債流通金融金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
国債担保	6.25	6.00
その他公社債担保	6.50	6.25

◇「財政改革を進めるに当たっての基本的考え方」等について

大蔵省は2月10日、「財政改革を進めるに当たっての基本的考え方」、「財政の中期展望(昭和58～62年度)」および「中期的な財政事情の仮定計算例」を国会に提出した。

「財政改革を進めるに当たっての基本的考え方」は、59年度予算を踏まえ、今後、中期的な展望をもって財政改革を進めていくに当たっての基本となる考え方をまとめたものである。また、「財政の中期展望(昭和58～62年度)」は、中期的な財政運営を進めていく上での手掛かりとして、上記「基本的考え方」の背景となる中期的な財政事情の展望を示しており、「中期的な財政事情の仮定計算例」は、こうした「中期展望」の諸前提のうち一般歳出の伸び率について3つのケース(年率5%、3%、0%)を設け、65年度までの財政事情を試算している。

その概要は以下のとおり。

1. 「財政改革を進めるに当たっての基本的考え方」

これは、昨年8月閣議決定された「1980年代経済社会の展望と指針」の中で、65年度までに特例公債依存体質からの脱却と公債依存度の引下げに努めるという財政改革の努力目標が示されたことを受け、その努力目標を達成するための中期的な財政運営のあり方について、基本的考え方を示したものである。その骨子は、次のとおり。

- (1) 現在の財政構造は依然として極めて厳しい状況にあり、このような状況下で財政改革を着実に進めていくため、歳出・歳入両面で最大限の努力を傾けること。
- (2) 歳出規模については、当面、最近の厳しい抑制努力を引続き堅持すること。
このため行財政の守備範囲の見直し等により歳出の節減合理化にさらに積極的に取り組むこと。
- (3) 当分の間、地方交付金の特例措置を構わず等、国と地方を通ずる財政改革を進めること。
- (4) 歳入面においては、必要な公共支出の確保は、国民の負担により裏付けられるべきであるとの基本的認識の下に、公平・適正な租税負担のあり方について検討すること。
- (5) 国民負担率の水準の中長期的な方向については、ヨーロッパ諸国の水準よりはかなり低い水準にとどめるよう努めること。
- (6) 特例公債の償還財源の調達については、我が国経済の着実な発展と国民生活の安定を図りつつ、財政改革を進めていくという観点から、借換債の発行という方途を検討すること。

借換債を発行する場合の特例公債の償還方法については、差し当たり、最小限、すでに確立している四条公債と同様の方法によりつつ、できるだけ速やかに残高を減少させるよう努めること。

- (7) 国民総生産に対する公債残高の比率を、極力低くとどめるよう努めること。

2. 「財政の中期展望(昭和58～62年度)」

- (1) この展望は、従来の中期展望と同様、59年度予算における制度・施策を前提とし、一定の仮定の下に、これをそのまま将来に投影するいわゆる後年度負担額推計を基本としているが、国債費については、「基本的考え方」に示されている考え方に合わせ、特例公債の償還に当たり、借換債を発行するケース(ケースA)と、発行しないケース(ケースB)の二つのケースを推計している。

- (2) 推計に当たっては「1980年代経済社会の展望と指針」における経済指標等を参考としている。

例えば、税収については、名目成長率を「展望と指針」で想定している6～7%の中央値6.5%と置き、弾性値を過去10年の平均1.1と仮定して計算している。

- (3) この展望によれば、現行の制度・施策を前提とした場合の一般歳出の伸びは60年度で5.2%(新規施策等のための予備枠分を加えると6.8%)となっており、いわば自然体における一般歳出の増加圧力が極めて強いことが示されている。
- (4) この結果、ケースAの場合で60年度における要調整額は3兆9,000億円(予備枠を加えると4兆4,000億円)に達しており、62年度ではこれがさらに拡大し6兆円弱(予備枠を加えると7兆円以上)となっている。

これらの要調整額は、結局歳出の削減または歳入の増収措置によって調整されなければならないことを考えると、中期的に見た財政の実体は極めて厳しい状況にあると言えることができる。

- (5) さらに、仮に特例公債の借換債を発行しないとしたケースBの場合では、62年度の要調整額は約9兆円(予備枠を加えると10兆円以上)にも達している。

このような事情を踏まえると、今後、我が国経済の着実な発展と国民生活の安定を図りつつ、財政改革を進めていくためには、借換債の発行を検討せざるを得ないものと思われる。

3. 「中期的な財政事情の仮定計算例」

- (1) これは、59年度予算の計数を踏まえ、一定の仮定の下に、等率、等差等の機械的手法により65年度ま

での財政収支の状況を試みに計算したものである。

59年度予算は「65年度脱却」という財政改革の新しい努力への出発点となるものであるので、今後、中期的な財政運営を考えていくに当たっては、やや大胆ではあっても、65年度までの財政収支の状況を何らかの形で示し、財政改革の進め方を考える上で参考としていただくことが望ましいのではないかと判断から、提出することとしたものである。

(2) もとより、このような仮定計算は前提の置き方により幾通りも計算することが可能であるが、今回提出したケースは一般歳出の中期的な伸率について、5%、3%および0%の3種類の伸率を前提としている。

この仮定計算例に示された計数は、計算前提の変化に応じ、当然変わってくるものであり、固定的なものを受け取られることは適当ではないが、65年度までの財政事情を考えていただく上での一つの参考にはなり得るものと考えている。

(3) それぞれのケースについて見ると、

① まず、一般歳出の伸びを5%とするケースは、

特例公債の借換債を発行することとすれば、歳出規模全体の伸率がおおむね名目成長率並みとなるので、中期的な歳出の伸率についての臨時行政調査会等の提言(「適度の経済成長率が維持されていることを前提に、国の一般会計歳出の伸びは名目成長率以下とする」)に沿った上限を示している形となっている。しかし、この場合は毎年度巨額の要調整額が生じてしまうという問題がある。

② そこで次に、一般歳出の伸びを便宜3%と0%にしてみた仮定計算例を示している。

一般歳出の伸びを3%とするケースは単に5%と0%の中間の前提をとったものであるが、この場合でもなお、かなりの額の要調整額が生じることになる。

③ 一般歳出の伸びを0%とするケースは、58年度、59年度と2か年にわたり一般歳出を横ばい以下としたことに続けて、65年度まで単純に伸びを0%と仮定したものである。この場合には、計算上、要調整額は比較的小さいものとなるが、例えば、社会保障関係費のように、今後趨勢的にある

(単位・兆円、%)

年 度		59	60	61	62	63	64	65
税 収		34.6 〔 14.6〕	37.1	39.8	42.6	45.7	48.9	52.4 〔 15.1〕
一 般 歳 出								
(1)	伸 率 5%	33.6 〔 13.7〕	34.2	35.9	37.7	39.6	41.6	43.7 〔 12.6〕
(2)	3%	—	33.6	34.6	35.6	36.7	37.8	38.9 〔 11.2〕
(3)	0%	—	32.6	32.6	32.6	32.6	32.6	32.6 〔 9.4〕
a	要 調 整 額							
(特換る例債を1公債発1の行借す)	(1) 一般歳出 5%	—	3.8	5.4	6.8	8.0	9.0	9.9 〔 2.9〕
	(2) 3%	—	3.2	4.0	4.7	5.1	5.2	5.1 〔 1.5〕
	(3) 0%	—	2.2	2.0	1.6	1.0	0.0	△ 1.2 〔△ 0.3〕
b	要 調 整 額							
(特換ない例債を1公債発1の行借し)	(1) 一般歳出 5%	—	3.8	7.1	10.0	9.8	13.3	14.5 〔 4.2〕
	(2) 3%	—	3.1	5.7	7.8	6.9	9.5	9.8 〔 2.8〕
	(3) 0%	—	2.1	3.7	4.8	2.8	4.3	3.4 〔 1.0〕

(注) []内は、国民所得に対する比率を示す。

(前提) (税 収……名目成長率6.5%×弾性値1.1
特例公債……60年度以降毎年度10,800億円ずつ均等に減額)

程度の伸びが見込まれる経費等を考えると、今後6年間、一般歳出全体の伸びをゼロにしておくという想定には大変困難な問題が含まれていることも事実であると思われる。

④ さらに、参考までに、これらの各ケースについて、それぞれ、税金その他諸係数の国民所得に対する比率を示したものを付している。

(4) 仮定計算例における一般歳出の伸率は、相互に比較して検討していただくための便宜を考え、わかり易い3ケースを機械的に前提としただけのものであって、それぞれのケースに特別の政策的意図がこめられているわけではない。

したがって、いずれのケースにおいても、要調整額の解消のためには、歳出・歳入両面にわたる種々の施策の組合わせが必要であると考えられる。それらの中でどのような政策手段の組合わせを選ぶかについて、まさに幅広い角度から検討を進めていかなければならないと考えているところである。

(5) 仮定計算例を要約すると前ページの表のとおり。

◇昭和59年度地方財政計画について

政府は2月21日、昭和59年度地方財政計画を閣議了承した。同計画の概要は以下のとおり。

昭和59年度地方財政計画

(単位・億円、%)

		59年度	58年度 計画比 増減(Δ)率
歳 入	地方税	203,594	6.8
	地方譲与額	4,648	Δ 4.8
	地方交付税	85,227	Δ 3.9
	国庫支出金	103,121	Δ 0.8
	地方債	47,602	Δ 4.8
	その他とも計	482,892	1.7
歳 出	給与関係経費	141,592	3.6
	一般行政経費	101,520	1.4
	公債費	51,634	8.5
	維持補修費	6,404	2.0
	投資的経費	163,865	Δ 3.2
	うち直轄・補助 単独	81,129	Δ 3.0
	公営企業繰出金	11,277	Δ 3.3
	その他とも計	482,892	1.7

◇「国債整理基金の資金繰り状況等についての仮定計算」について

大蔵省は2月25日、国会に対し、「国債整理基金の資金繰り状況等についての仮定計算」を提出した。

これは、先に国会に提出された「財政の中期展望(昭和58~62年度)」の国債発行に関する諸前提をそのまま先に延ばして昭和59~72年度間における借換債発行額、国債整理基金の資金残高等の推移を示したものである。その概要は次表のとおり。

ケースA (特例公債の借換債を発行するケース)

(単位・億円)

年 度	要 債 還 額			借換債収入 ①	定率繰入 (含差減 額繰入) ②	予算繰 入剰余 金繰入 ③	運 用 等 益 ④	財 源 計 ①~④	余裕金 残 高	年 度 末 国債残高	うち 特例公債 残 高	利払費
	四条公債等	特例公債	計									
59	60,700	1,600	62,300	53,600	0	0	1,400	55,000	17,900	1,222,000	538,000	87,000
60	79,800	22,800	102,600	89,600	18,700	0	1,200	109,500	24,700	1,330,000	590,000	95,000
61	89,200	35,900	125,200	109,100	20,800	0	1,600	131,500	31,100	1,424,000	629,000	102,000
62	114,200	46,000	160,200	139,000	22,800	0	1,900	163,800	34,700	1,502,000	656,000	108,000
63	133,100	34,000	167,100	145,500	24,600	0	2,100	172,200	39,800	1,570,000	673,000	114,000
64	117,000	65,400	182,500	158,200	26,100	0	2,400	186,700	44,000	1,624,000	675,000	118,000
65	123,100	75,800	198,800	172,200	27,500	0	2,600	202,300	47,500	1,666,000	664,000	121,000
66	120,700	62,900	183,500	160,000	28,600	0	3,000	191,500	55,500	1,710,000	654,000	123,000
67	147,600	74,400	222,000	192,300	29,600	0	3,300	225,100	58,600	1,749,000	643,000	125,000
68	141,000	74,400	215,400	186,400	30,500	0	3,500	220,500	63,600	1,789,000	632,000	127,000
69	160,700	68,900	229,600	198,900	31,400	0	3,800	234,100	68,100	1,828,000	622,000	132,000
70	177,400	74,400	251,800	216,400	32,300	0	3,900	252,700	68,900	1,862,000	610,000	135,000
71	190,400	74,600	265,000	227,800	33,200	0	3,900	264,900	68,900	1,895,000	597,000	137,000
72	218,700	72,100	290,900	248,500	34,000	0	3,800	286,200	64,200	1,923,000	585,000	139,000

(計算の前提等)

1. 財政の中期展望(昭和58~62年度) ケースAを前提とする。

2. 計算を行うに当たり、次の仮定を置いた。

- (1) 63年度以降の新規財源債発行額は、特例公債については62年度発行額から毎年度10,800億円ずつ減額した額、四条公債については62年度発行額と同額と仮定する。
- (2) 今後発行する国債の発行条件は、現行条件と同一とする。
- (3) 運用利回りは5.9%とする。

(4) 剰余金の発生は、見込まない。また、国債の期限前償還等は考慮しない。

(5) 計算の対象は、定率繰入及び発行差減額繰入対象国債としている。

(6) 利払費には、国債利子等(交付税特別会計から一般会計に振替整理することとしている借入金に伴う利払費を除く。)のほか国債事務取扱費を含む。

3. 本表の特例公債には、特例公債の借換債を含む。

4. 計算の前提の変化等により、上記の各計数は異動するものである。

ケースB (特例公債の借換債を発行しないケース)

(単位・億円)

年 度	要 債 還 額			借換債収入 ①	定率繰入 (含差減 額繰入) ②	予算繰 入剰余 金繰入 ③	運 用 等 益 ④	財 源 計 ①~④	余裕金 残 高	年 度 末 国債残高	うち 特例公債 残 高	利払費
	四条公債等	特例公債	計									
59	60,700	1,600	62,300	53,600	0	0	1,400	55,000	17,900	1,222,000	538,000	87,000
60	79,800	22,800	102,600	70,900	18,700	0	700	90,300	5,500	1,311,000	571,000	95,000
61	89,200	35,900	125,200	79,400	20,800	19,300	0	119,600	0	1,374,000	580,000	100,000
62	114,200	46,000	160,200	101,000	22,400	36,800	0	160,200	0	1,414,000	567,000	104,000
63	133,100	34,000	167,100	117,400	23,700	26,100	0	167,100	0	1,452,000	556,000	107,000
64	117,000	65,400	182,500	104,200	24,500	53,800	0	182,500	0	1,451,000	502,000	108,000
65	123,100	74,300	197,400	109,900	25,300	62,200	0	197,400	0	1,430,000	427,000	107,000
66	120,700	61,600	182,200	108,300	25,400	48,400	0	182,200	0	1,422,000	366,000	105,000
67	147,600	73,100	220,700	131,100	25,200	64,400	0	220,700	0	1,399,000	293,000	103,000
68	141,000	73,100	214,100	125,200	25,200	63,700	0	214,100	0	1,377,000	220,000	101,000
69	160,700	66,300	227,000	142,400	25,000	59,600	0	227,000	0	1,359,000	153,000	102,000
70	177,400	52,600	230,000	155,800	24,800	49,500	0	230,000	0	1,353,000	101,000	100,000
71	190,400	41,600	232,000	167,400	24,600	40,100	0	232,000	0	1,356,000	59,000	99,000
72	218,700	30,700	249,400	190,300	24,800	34,300	0	249,400	0	1,366,000	28,000	99,000

(計算の前提等)

1. 財政の中期展望(昭和58~62年度) ケースBを前提とする。

2. 計算を行うに当たり置いた仮定は、ケースAの場合と同様とした。

3. 予算繰入の計算に当たっては、償還財源を確保するための必要最小限度額を計上している。

4. 計算の前提の変化等により、上記の各計数は異動するものである。